

労働災害時等の報告の徹底について ～労災隠し事案の対応～

2020年2月12日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 背景

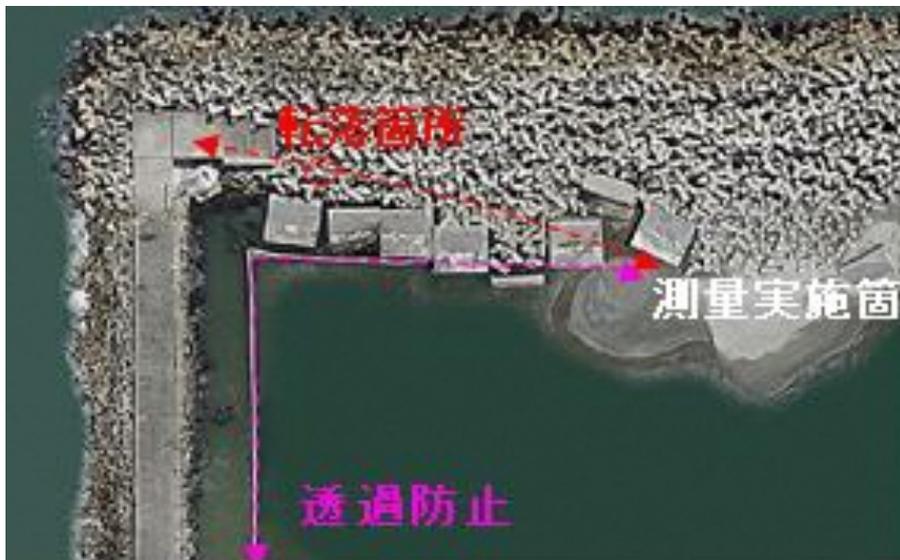
- 2019年9月17日に発生した労働災害について、労働災害発生状況等が事実と異なる内容で報告されていた事案が発覚しました。
- 福島第一原子力発電所において、今回の事案を含めて、労災隠し、労災隠しの疑いなどの事案が連続して3件発覚しました。
 - ①7月 労災隠しによる事業者等の書類送検（一昨年6月災害）
 - ②8月 労災隠しの疑い（労災事実を伏せて病院を受診 7月災害）
 - ③10月 労働災害が事実と異なる内容で報告（9月災害）
- そのような状況を受け、富岡労働基準監督署より、依然として労働災害を正確に報告するという認識が全ての関係請負人及びその労働者に徹底されているとは言い難い状況が認められる、とのご指摘。
- 2019年10月15日「関係請負人からの労働災害等の報告体制の構築について」の要請書が出され、その改善報告を求められました。

<経過>

- 7月 5日 ①「労働災害等の報告の徹底について」受理
- 7月31日 ① 富岡労働基準監督署へ報告
- 8月 6日 ②「関係請負人からの労働災害等の報告体制の構築について」受理
- 8月19日 ② 富岡労働基準監督署へ報告
- 10月15日 ③「関係請負人からの労働災害等の報告体制の構築について」受理
- 12月12日 ③ 富岡労働基準監督署へ報告

2. 災害事例

- (1) 【発生日時】 : 2019年9月17日(火) 14時10分頃
 (2) 【被災者】 : T (株) 元請 男性 49歳 現場代理人 (1F経験 : 1年6ヶ月)
 (3) 【発生場所】 : 5 / 6号機取水口前
 (4) 【発生概要】 : 被災者は取水口前堆砂対策工事において、捨石堤構築前の事前測量作業管理のため、消波ブロック上を歩行し作業場所の確認を行った後、再度、消波ブロック上を歩行し防波堤に戻る際に足を滑らせ高さ約4 mから転落した。測量実施箇所へのアプローチルートとして透過防止工上部を使用した場合、満潮時には歩行が出来なくなると判断し、潮位変動の影響を受けにくい消波ブロック上からのルートを探索していた。
 (5) 【診断結果】 : 右足関節脱臼骨折 (頸骨・腓骨骨折) 全治3ヶ月



3. 労働災害等の報告の徹底について

(1) 事案発生の実態・背景について

① 事 実

a. 被災者本人

- ・現場代理人である被災者本人が、消波ブロックから転落した災害について激痛を感じたヘルメット置場で発生した災害として、弊社に対して事実と異なる報告を行った。

b. 当該現場関係者

- ・災害発生後被災者に対し、当該現場で作業を行っていた元請職員ならびに協力企業作業員の一部が、緊急対策室への報告を勧めたものの、被災者本人の「報告しなくていい」との返事で報告することを行わなかった。
- ・元請職員は、被災者の意を察して報告しなかった。
- ・協力企業は元請の報告しない判断に従ってしまった。

② 背景・原因

- ・現場代理人である被災者本人の不安全行動により災害を起こしてしまい、気が動転したことと、立場上、罪悪感を強く感じたため。

3. 労働災害等の報告の徹底について

- ・元請職員、協力企業作業員の間で、職場の上長（被災者）に対して疑義をとねえることの出来ない雰囲気があった。
- ・コンプライアンス意識の不足。

(2) 全ての請負人及びその労働者に対する遵法意識の徹底について

- ①10月24日 安全衛生推進協議会で労働災害等の報告徹底について周知
- ②11月1日 安全衛生推進協議会（臨時）を開催し安全品質の徹底を指示

(3) 労働災害等の情報が確実に報告される仕組み

①既存の仕組みの周知と活用

- ・福島第一原子力発電所の既存の仕組み（ER、エコーBOX等）の積極的な活用については、引き続き入所時教育等で周知をしていく。
- ・元請け企業が、作業終了後（当日のEM、翌日の朝礼等）、作業員一人ひとりの労働災害有無について確認することは一定の効果があるとの認識であり、引き続き元請け企業に指導していく。

3. 労働災害等の報告の徹底について

- ②元請け企業に対し定期的に意識付けすること（改善事項）
- ・ 労災かくしはもちろんのこと、その事実を正しく報告しなかった場合は、発注者である弊社との信頼関係を損ない、以降の工事契約等においても厳しい措置を取って行くこと、一方、正しく速やかに報告を行うことが信頼関係に繋がることについて安推協の場等で定期的な意識付けを行っていく。
 - ・ 一連の労働災害が正しく報告されなかった事案を具体的な事例をもって、コンプライアンスや工事関係者間のコミュニケーションが重要であることを合わせて安推協の場で定期的に意識付けを行っていく。
- ③警備員等による傷病者の確認（改善事項）
- ・ 入退域ゲート、休憩所出入口、入退域管理施設における汚染検査所等において、警備員等が作業員の体調不良等の症状を確認した場合には、当該作業員の所属・氏名等を確認するとともに、ERの利用を促す。

以上